

石神井中学校 いじめ防止基本方針

1、いじめ防止に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することのないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止のための対策を行う。

(2) いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

(3) 学校及び教員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、迅速かつ適切にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2、いじめ防止の基本となる事項

(1) 基本施策

①いじめの未然防止

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係形成能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

・道徳授業地区公開講座 ・人権啓発講話 ・いじめ講演会 ・校内クリーン運動
・3年生対象の模擬裁判 ・交流給食 ・七夕交流

- ・生徒がいじめ防止に向けて自主的に取り組む活動を支援する。

・生徒会主催の「いじめ0運動」
・いじめ一掃プロジェクトの取り組み（いじめ防止標語・シンボルマーク・ポスター）

- ・いじめ防止の重要性を深く理解させるための啓発その他必要な措置として、道徳、学級の時間等を利用し、「いじめ防止キャンペーン」を実施する。

・全校朝礼の校長講話 ・学年集会における担当教員からの講話 ・保護者会や学級懇談会での啓発
・いじめに関する意見交換会

- ・地域の行事やボランティア活動を通じて、保護者並びに地域との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努める。

・地区祭及び照姫まつりへの参加 ・大泉旭学園でのボランティア活動 ・「かたくりの里」への訪問
・児童館主催の「絵本の会」への参加 ・大泉デイサービスセンターへの訪問

②いじめの早期発見のための措置

- ・日常的な観察を充実させ、生徒の変容を見落とさない。

・授業中、休み時間、給食時、清掃時、放課後の観察、いとでんわの活用

- ・いじめの調査を年3回実施するとともに、意見箱の設置等のその他の必要な措置を講じる。

・全生徒対象の「いじめに関するアンケート」

- ・いじめの調査実施後、担任等との面接を実施する。

・担任及び学年教員との面接 ・スクールカウンセラーとの面接 ・心のふれあい相談員との面接

- ・生徒及び保護者がいじめに係わる相談が行えるように相談体制を整備する。

・スクールカウンセラーによる相談活動（毎週月曜日） ・心のふれあい相談員による相談活動（毎週金曜日） ・夏季・冬季面談 ・相談室だよりの発行
・スクールカウンセラー及び心のふれあい相談員による1年生対象の面接（グループ面接）
・生徒自らが相談しやすい教員を選択し、その教員が相談に応じる教育相談（年間を通して）

③いじめの未然防止に向けた教員の資質向上

- ・いじめ防止のための研修、カウンセリング能力を向上させる研修等を計画的に実施し、いじめの防止に関する教員の資質向上を図るとともに、個々の生徒への指導の充実に努める。

・いじめ防止研修 ・人権教育研修 ・カウンセリング研修

④インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように情報モラル教室などの啓発活動を計画的に実施する。

・1年生対象のケータイ教室 ・2年生対象の情報モラル教室

(2) いじめ防止に関する措置

①いじめ防止のための組織の設置

- ・いじめ防止を実効的に行うため、以下の機能を担う「学校サポートチーム（学校いじめ対策委員会）」を設置する。

【構成員】 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、関係機関その他必要と認める者

【取組内容】 ・アンケート調査並びに教育相談に関すること。
・いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めること。
・いじめ事案に対する対応に関すること。（いじめの未然防止・早期発見・対処）

【開催】 ・年3回（ふれあい月間いじめアンケート後）とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

②いじめに対する措置

- ・いじめに関する相談を受けた場合は、速やかに事実の有無を確認する。

・担任及び学年職員による事情聴取

- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせる。その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

・生活指導部会での情報集約と対応策の検討（毎週水曜日）

- ・教育相談委員会での該当生徒に対する支援策の検討（毎週月曜日）
- ・関係機関との連携（子ども家庭支援センター、学校教育支援センター、児童相談所、石神井警察）

・いじめを受けた生徒が安心して教育が受けられない場合は、保護者と連携を図りながら、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じる。また、いじめを行った生徒への指導を継続的に行っても改善が図られず、いじめを受けた生徒やその周囲の生徒の学習を妨げる場合においても、別室指導等にて学習を行わせる措置を講じる。

・いじめを受けた生徒の状況に応じて、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員と協力しながら、その生徒や保護者へのケアに努める。

- ・スクールカウンセラー及び心のふれあい相談員による相談活動（毎週月・金曜日）

・いじめの関係者間における争いが生じないように、いじめの事案に関する情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。

・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会や所管警察署と連携して対処する。

- ・学校サポートチーム（学校いじめ対策委員会）

・いじめの傍観はいじめの助長につながることを理解させるとともに、全生徒にいじめを知らせた者の身の安全を守り通すこと約束し、生徒の安全を確保する取り組みを行う。

- ・全校集会

(3) 重大事態への対処

いじめにより、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、学校を相当の期間にわたって欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。
- ②事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③上記調査結果については、教育委員会並びにいじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。また、保護者並びに地域においても適切な情報提供を行い、事態の混乱を防ぐとともに、今後の対応について協力を求める。

- ・生徒及び教員への聴き取り調査（質問紙調査）
- ・緊急保護者会

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、以下の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。その評価結果から自校の取り組みの課題を洗い出し、その改善に努める。

- ①いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ②いじめの再発を防止するための取組に関すること。

3、相談機関

文部科学省「24時間いじめ相談ダイヤル」	0570-0-78910
法務省・人権擁護局「子どもの人権110番」	0120-007-110
東京都教育相談センター東京都「いじめ相談ホットライン」	03-5331-8288
東京都児童相談センター「東京子供ネット」	0120-874-374

練馬区立学校教育支援センター「子供電話相談」 03-5998-0091

警視庁少年相談室「ヤング・テレホン・コーナー」03-3580-4970

東京都「東京子どもネット・ケータイヘルプデスク（こたエール）」03-3500-5181

4、いじめ対応の流れ

